

歩掛参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和8年10月13日

独立行政法人水資源機構

揖斐川・長良川総合管理所長 犬童 眞二

1. 目的

この歩掛参考見積の募集は、揖斐川・長良川総合管理所で予定している工事の積算の参考とするための作業歩掛をお願いするものです。

なお、この歩掛参考見積募集は、工事等の指名(若しくは競争参加資格)をお約束するものではありません。

2. 歩掛参考見積書提出の資格

- (1) 水資源機構における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 当機構から「工事請負契約にかかる指名停止等の措置要領」(平成6年5月31日付け6経契第443号)に基づき、木曽川水系及び豊川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

3. 歩掛参考見積書の提出等

- (1) 歩掛参考見積書は作業項目毎に必要な作業員の人数等を記載して提出して下さい。
なお、歩掛参考見積書の様式は問いません。
- (2) 提出期間
令和8年10月21日(水)から令和8年10月28日(水)まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日
午前9時から午後5時まで
- (3) 提出先
「独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所 犬童 眞二」宛
【担当者】経理課 山本
〒511-1146 三重県桑名市長島町十日外面136
TEL 0594-42-5012 FAX 0594-42-5020
E-mail : nyukei_ibinagasou@water.go.jp
- (4) 提出方法
書面は持参、郵送又はFAX及びメール(いずれも社印があること)により提出して下さい(社印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の明記により省略可能)。

4. 歩掛参考見積内容

- (1) 工事概要等
別紙ー1 見積依頼書のとおりとする。

(2) 工事費の構成と歩掛参考見積範囲

- ① 本歩掛参考見積を適用する工事費の構成は、当機構が別に制定し、本社・支社局・本部及び各事業所において公表している「積算基準及び積算資料(各編)」(以下「基準書」と表記。)によるものとします。
- ② 歩掛参考見積の範囲は、基準書で定義されている直接工事費のうち、別紙「見積様式」の作業を実施するために必要な作業員の人数等とします。
- ③ 見積不可能な項目がある場合、「見積不可」の旨を記載し、空欄でかまいません。(一つでも見積が出来れば提出可能です。)

(4) 作業員の職種と定義

国土交通省が公表している「令和8年度 公共工事設計労務単価」における「調査対象職種の定義・作業内容」によるものとします。

(5) 歩掛参考見積書の有効期限

見積書の有効期限は、令和9年3月31日までとします。

ただし、上記有効期限での提出が困難な場合は、見積書に有効期限を記載のうえ、提出して下さい。(例：見積有効期限 令和8年12月31日まで 等)

(6) 歩掛参考見積件名

見積の件名は「取付暗渠部堆積土砂撤去工事」として下さい。

5. 募集要領に対する質問

この歩掛参考見積依頼に対する質問がある場合には、次に従い、書面(様式自由)により提出下さい。

- (1) 提出期間：令和8年10月14日(水)から令和8年10月19日(月)まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日
午前9時から午後5時まで
- (2) 提出先：3. (3)に同じ
- (3) 提出方法：3. (4)に同じ

6. 質問に対する回答

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

- (1) 閲覧期間：令和8年10月21日(水)から見積書提出期間終了まで
- (2) 閲覧方法：ホームページに掲載します。

7. 歩掛参考見積書作成及び提出に要する費用

歩掛参考見積提出者の負担でお願いします。

8. ヒアリング

提出していただいた歩掛参考見積書について問合せをさせていただくことがあります。

9. その他

提出して頂いた歩掛参考見積書は、工事積算の目的以外には使用致しません。

以 上

別紙－ 1

見積依頼書

独立行政法人水資源機構

揖斐川・長良川総合管理所

取付暗渠内の堆積土砂撤去工事の発注を予定しています。
工事発注の参考とするため、下記の項目について歩掛参考見積の作成を依頼します。
歩掛参考見積を依頼する項目は、赤字で示しています。

第 1 節 目的

本工事は、取付暗渠内の堆積土砂撤去工事を行うものである。

第 2 節 支給材料及び貸与品等

2-1 貸与品

本工事に必要な次の材料を貸与するものとする。

1. 貸与材料

品名	規格	単位	数量	備考
角 落 し	1.10×4.94×0.34、約 1.2t / 段	箇所	1	取水口用 4 段／箇所
リフティングビーム	約 0.6t / 基	基	1	角 落 し吊込み用

2. 引渡し場所及び引渡し時期

- (1) 引渡し場所 三重県桑名市長島町西外面地内(長良導水管理所倉庫)
- (2) 引渡し時期 施工(角 落 し設置)日までに引渡すものとする。

3. 返納場所及び返納時期

- (1) 返納場所 三重県桑名市長島町西外面地内(長良導水管理所倉庫)
- (2) 返納時期 監督員の指示によるものとする。

2-2 貸付建設機械等

受注者に貸付ける建設機械設備は、次表に示すとおりとする。

貸付建設機械設備の取扱いに当たっては、機構が別に定める「工事用機械貸付基準(平成 25 年 4 月版)」によるものとする。

1. 貸付建設機械

機械名	規格	単位	数量	貸付期間	使用目的
ホイストクレーン	2.8t 吊り	基	1	暗渠内清掃時	角 落 し設置撤去

2. 引渡し場所及び引渡し時期

- (1) 引渡し場所 三重県桑名市長島町西外面地内 取水口(建屋内分電盤含む)
- (2) 引渡し時期 施工(角 落 し設置)日までに引渡すものとする。

3. 返納場所及び返納時期

- (1) 返納場所 三重県桑名市長島町西外面地内 取水口(建屋内分電盤含む)

(2)返却時期 施工（角落し撤去）完了後

第3節 他工事等との協力

1. 本工事等との調整工事は以下のとおりとする。

工 事 名	施工範囲	工 期
長良導水取水施設他維持管理工事	取水口部	令和7年8月～令和9年3月
中部管内自家用電気工作物保守業務	取水口部	令和5年4月～令和10年3月
揖斐川・長良川水質観測設備保守業務	取水口部	令和8年4月～令和10年3月
長良導水監視制御処理設備保守業務	取水口部	令和8年5月～令和11年3月
長良導水取水ゲート開閉装置整備工事	取水口部	令和8年10月～令和9年3月

第4節 一般事項

4-1 施工計画

本工事は河川区域内作業である事、対象施設が水道用水を取水している施設である事から、施工に伴う水質汚濁の発生等には特に注意する必要がある。従って、施工計画書を作成するに際しては、事前に監督員と十分に打合せを行うものとする。

4-2 取水量の確保

本工事を施工するにあたっては、常時、水道用水の取水を確保する必要があることから、3連となっている暗渠部分について、1連ずつ締切を行い、堆積土砂を除去することとする。

4-3 施工手順

本工事は、取水施設暗渠部の堆積土砂除去区間前後を角落し及び川裏ゲートで締め切った後に暗渠内の排水を行い、その後汚泥吸引車により堆積土砂の除去を行うものである。

堆積土砂除去後は、角落し撤去、回転式スクリーン復旧を行い、通水を再開するものとする。

第5節 暗渠部上部蓋撤去復旧工

暗渠内部に入るための出入口及び暗渠内の水替、堆積土砂撤去の作業は、暗渠上部にあるコンクリート蓋（2.7m×2.7m×0.35m：重量約6.12t）を撤去して作業孔を確保し、実施するものとする。作業完了後は蓋を閉め原形復旧するものとするが、復旧にあたり蓋と暗渠の間の止水ゴムに損傷があり、既設流用ができない場合は、その対応について事前に監督員と協議するものとする。

第 6 節 角落し等設置撤去工（歩掛参考見積対象※グレーチング設置撤去を除く）

6-1 角落し等設置撤去

角落しは、既設のグレーチング及び回転式スクリーンを撤去し、その戸当りの部分に設置するものとする。なお、これらの一連の作業は、第 2 節 2-2 貸付建設機械に示すホイストクレーンを使用して行うものとする。

角落し設置に際しては、潜水夫を使って戸当り部分等を事前に清掃するとともに、設置時にはウエス等を用いて隙間からの漏水箇所を止水するなどして、可能な限り角落しの水密性を確保するものとする。

取付暗渠内堆積土砂除去後、角落しを撤去するものとする。角落し撤去後は、既設のグレーチング及び回転式スクリーンを設置し直し、原形復旧するものとする。

6-2 角落し等の規格

本工事で使用する角落し等の規格は下表のとおりである。

品名	規格	単位	数量	備考
角落し	1.10×4.94×0.34、約 1.2t / 段	箇所	1	取水口用 4 段／箇所
回転スクリーン	1.35×4.94×0.34 SUS 約 0.7 t / 段	箇所	1	取水口用 3 段／箇所
グレーチング	0.8×0.995×0.1 4 枚 0.8×0.4×0.1 1 枚	箇所	1	取水口用 5 枚／箇所

第 7 節 堆積土砂撤去工

7-1 堆積土量の確認

受注者は、堆積土砂撤去を行う前に暗渠内部の堆積土量を 5 m 間隔で計測し、その結果を監督員に報告するものとする。

なお、計測の結果、堆積土砂の撤去数量が変更になる場合は設計変更の対象とする。

7-2 堆積土砂掘削（歩掛参考見積対象）

堆積土砂の除去は、暗渠内の水を排水ポンプにより極力排除した後に汚泥吸引車等により吸引掘削し処分場へ搬出するものとする。処分場への運搬距離は約 24km を想定している。

7-3 堆積土砂撤去範囲

堆積土砂撤去範囲については、参考図に示す範囲とするが、現地状況等により監督員が撤去範囲の変更を指示することがある。範囲の変更に伴い、堆積土砂撤去量等が変更となる場合は設計変更の対象とする。

7-4 作業時間の規制

堆積土砂撤去作業は、取水口における水質管理及び関係機関との連絡体制確保の

ため、原則として平日の午前8時30分から午後5時までの間に実施するものとし、土曜日及び日曜・祝日、年末年始休暇には行わないものとする。なお、堆積土砂撤去作業に要する日数は、仮設に要する期間を除き上記時間帯で暗渠1連あたり3日間程度の作業を見込むが、堆積状況によりこれにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

7-5 暗渠内塵芥処理（歩掛参考見積対象）

堆積土砂の除去に先立ち、堆積土砂内に混入している塵芥（木くず等）を人力により選別・集積し、適正に処分するものとする。

なお、塵芥（木くず等）の数量については、現地にて監督員が確認するものとするが、塵芥の種類及び堆積量が想定と著しく異なる場合、監督員と協議するものとする。

また、角落し設置に伴い暗渠内に迷入魚等が存在する場合は、捕獲の上、河川に放流するものとする。

第8節 濁水処理工

8-1 濁水処理水槽等設置撤去（歩掛参考見積対象）

暗渠内の排水に際しては、堆積土砂の混入による濁水が発生しないよう作業を行うことを基本とするが、堆積土砂等が排水に混入しない範囲で排水した後、濁水が発生した場合に備えて、参考図に示すような濁水処理水槽を設置し、濁水処理水槽を経由し濁度を軽減させた上で河川に放流するものとし、次表の排水基準(水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める県条例)以下に従わなければならない。

	浮遊物質（SS）	備 考
排水基準	200mg/L（日平均150mg/L）	

なお、参考図に示す濁水処理水槽だけでは濁水処理がしきれない等の事態が発生する場合は、その対応について監督員と協議するものとする。

8-2 濁水処理水循環ポンプ運転

濁水処理水槽間の水の循環および濁水処理水槽から河川への返水については、ポンプを使用するものとする。なお、ポンプ運転の際には水槽内に堆積した土砂を吸引しないよう注意するものとする。

8-3 高圧洗浄工

暗渠内堆積土砂の除去後、高圧洗浄を行うものとする。高圧洗浄の対象は暗渠側壁（両側、T.P. +1.0m 程度まで）及びインバートとする。汚れ具合により洗浄面積に大幅な変更が必要な場合は、監督員と協議するものとする。

第9節 換気工（歩掛参考見積対象：送風機設置及び送風機撤去）

暗渠内で作業を行うにあたっては、事前に送風機を用いて換気を行うとともに、酸素濃度計等により作業に支障がないことを確認してから、暗渠内に侵入するものとする。作業時も常時暗渠内の送気を行い、酸欠事故等の防止に努めるものとする。

第10節 水替工

10-1 暗渠内締切排水

1. 暗渠内の堆積土砂撤去作業前排水は、暗渠の前後を角落し及びゲートで締め切ったのちに暗渠上部蓋を撤去した部分からポンプを使用して行うものとし、堆積土砂等が排水に混入しない範囲で、可能な限り暗渠内の水を除去するものとする。また、排水先は取水口下流の河川とするが、詳細については現地で監督員が指示するものとする。
2. 角落し部分等からの漏水が多く、暗渠内の排水が困難な場合は、監督員と協議するものとする。

10-2 暗渠内常時排水

角落し部等からの漏水が見込まれることから、暗渠内締切排水後には暗渠内常時排水用の仮締切（土のう積）を角落し下流部に設置し、仮締切内の排水を水中ポンプにより常時排水するものとする。なお、設置場所等については、漏水状況等を確認して監督員と決定するものとする。

第11節 足場工

暗渠部上部蓋撤去後（第5節）、作業孔に暗渠内への昇降設備を設置し、安全な導線確保を行うものとする。

第12節 その他

12-1 作業ヤードの安全対策

作業ヤードは機構占用範囲内ではあるが河川区域内であり、工事作業関係者以外の一般者も立ち入る恐れがあることから、作業期間中の一般者への注意喚起及び立入禁止措置、転落防止措置、火災防止措置等の安全対策を施し、作業中のヤード内における事故の防止に努めるものとする。

以 上

位置図

S=1:20,000

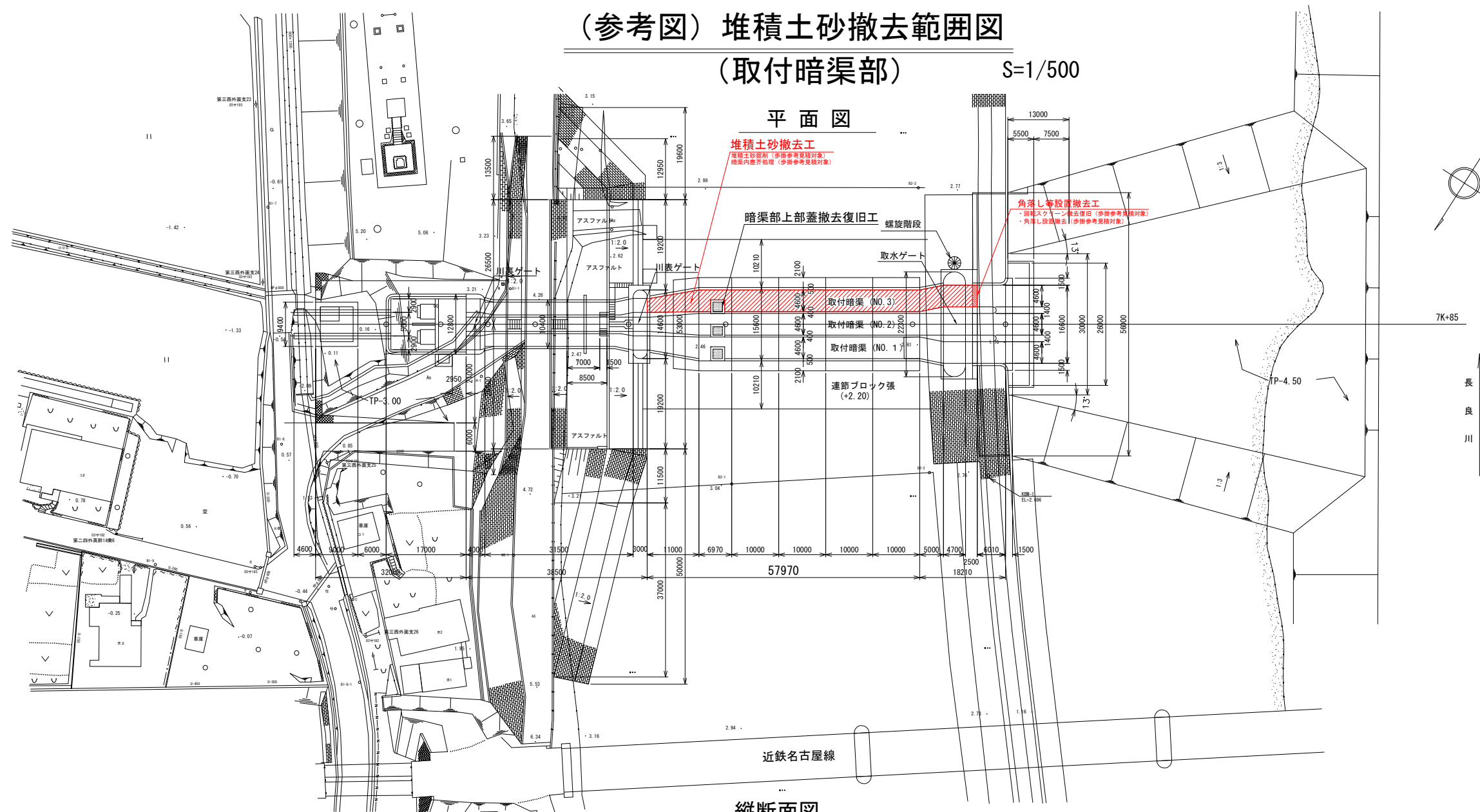


- <注意事項>
- この図面は、本工事の「位置図」に適用する。
- 本図以下全ての図面はA1版をA3版に縮小したものである。

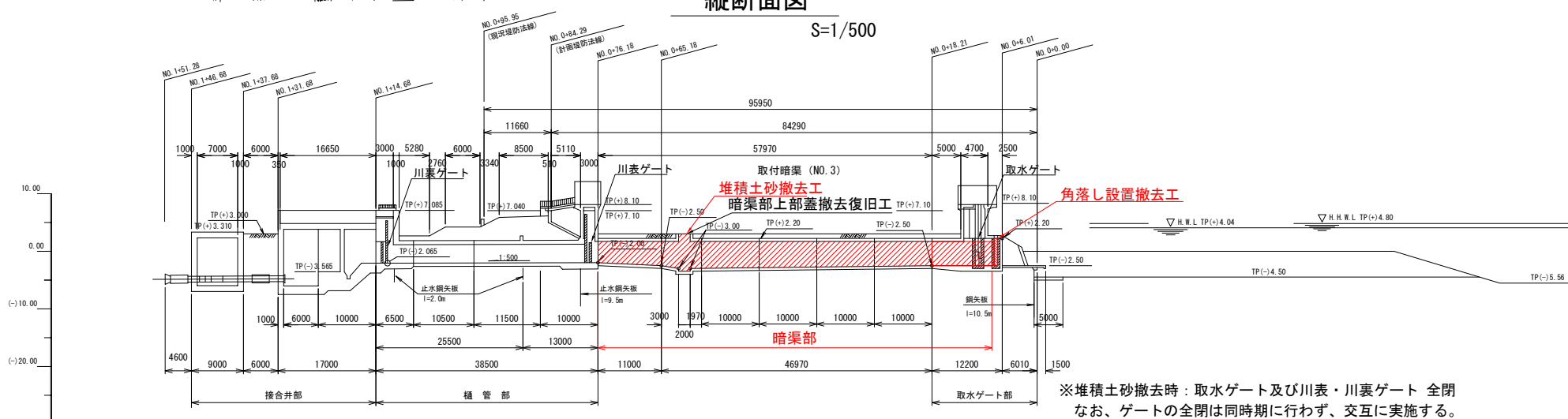
工 事 名	
名 称	位 置 図
縮 尺 : S=1:20,000	
登録番号	整理番号
独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所	

(参考図) 堆積土砂撤去範囲図
(取付暗渠部) S=1/500

平面図



縦断面図



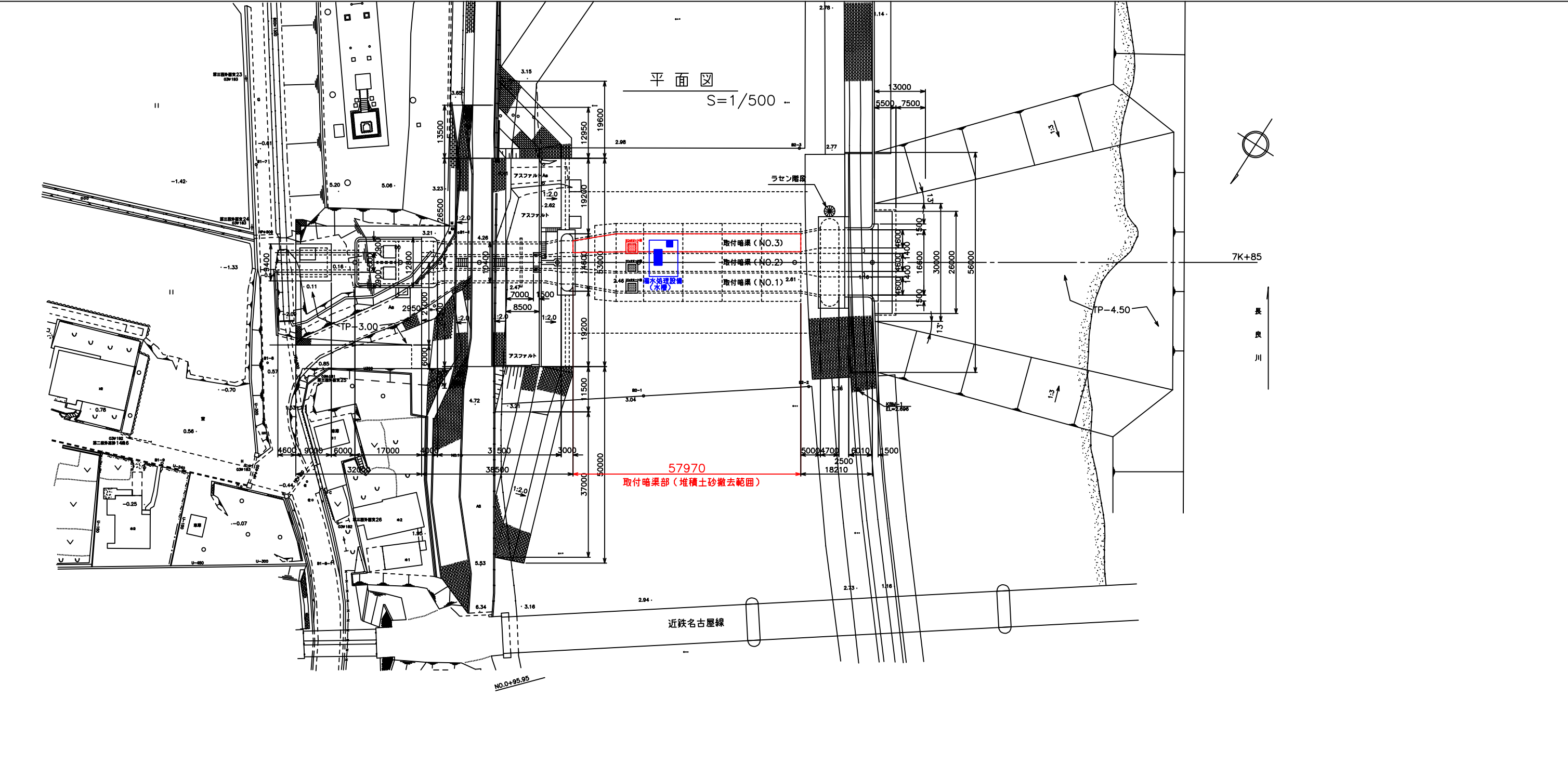
※堆積土砂撤去時：取水ゲート及び川表・川裏ゲート 全閉
なお、ゲートの全閉は同時期に行わず、交互に実施する。

計 面 現 況	勾配										
	水位										
	敷高										
	地盤高										
	追加距離										
測点											

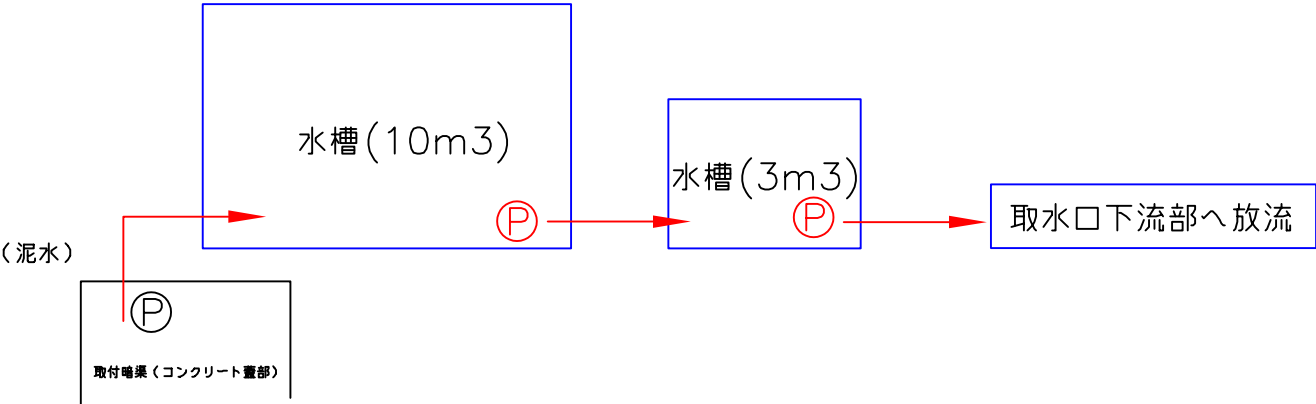
<注意事項>

- 適用
この図面は、本工事の「(参考図) 堆積土砂撤去範囲図(取付暗渠部)」に適用する。
- 単位
構造寸法は、特に示さない限りmm単位で示す。

工 事 名	
名 称 (参考図) 堆積土砂撤去範囲図 (取付暗渠部)	
登録番号	整理番号
独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所	



濁水処理設備（水槽）配置図

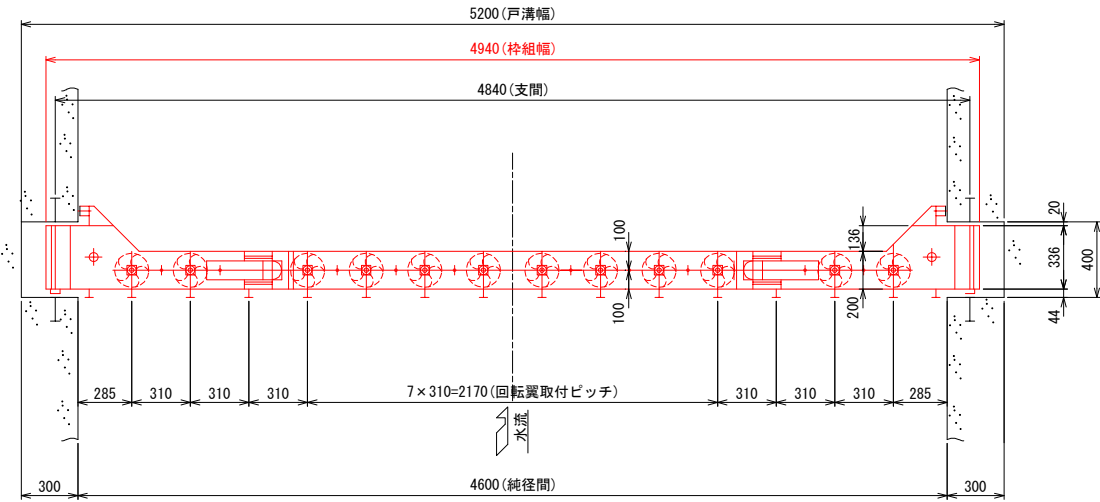


(参考図)

工事名	
名称	
堆積土砂撤去仮設計画図	
登録番号	整理番号
独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所	

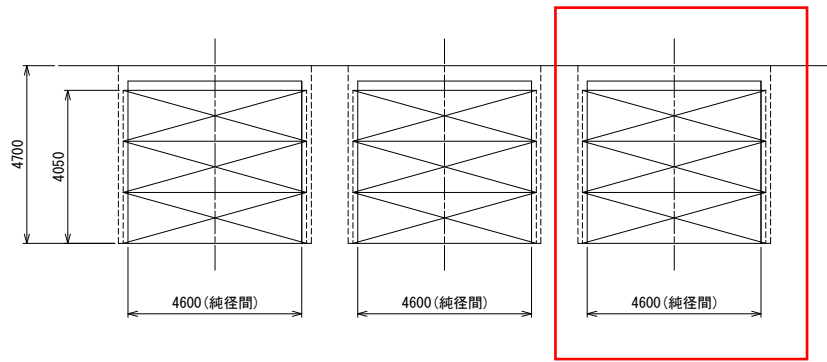
(参考図) 回転スクリーン全体図

平面図 (S:1/20)



(取付暗渠部)

全体配置図 (S:1/100)

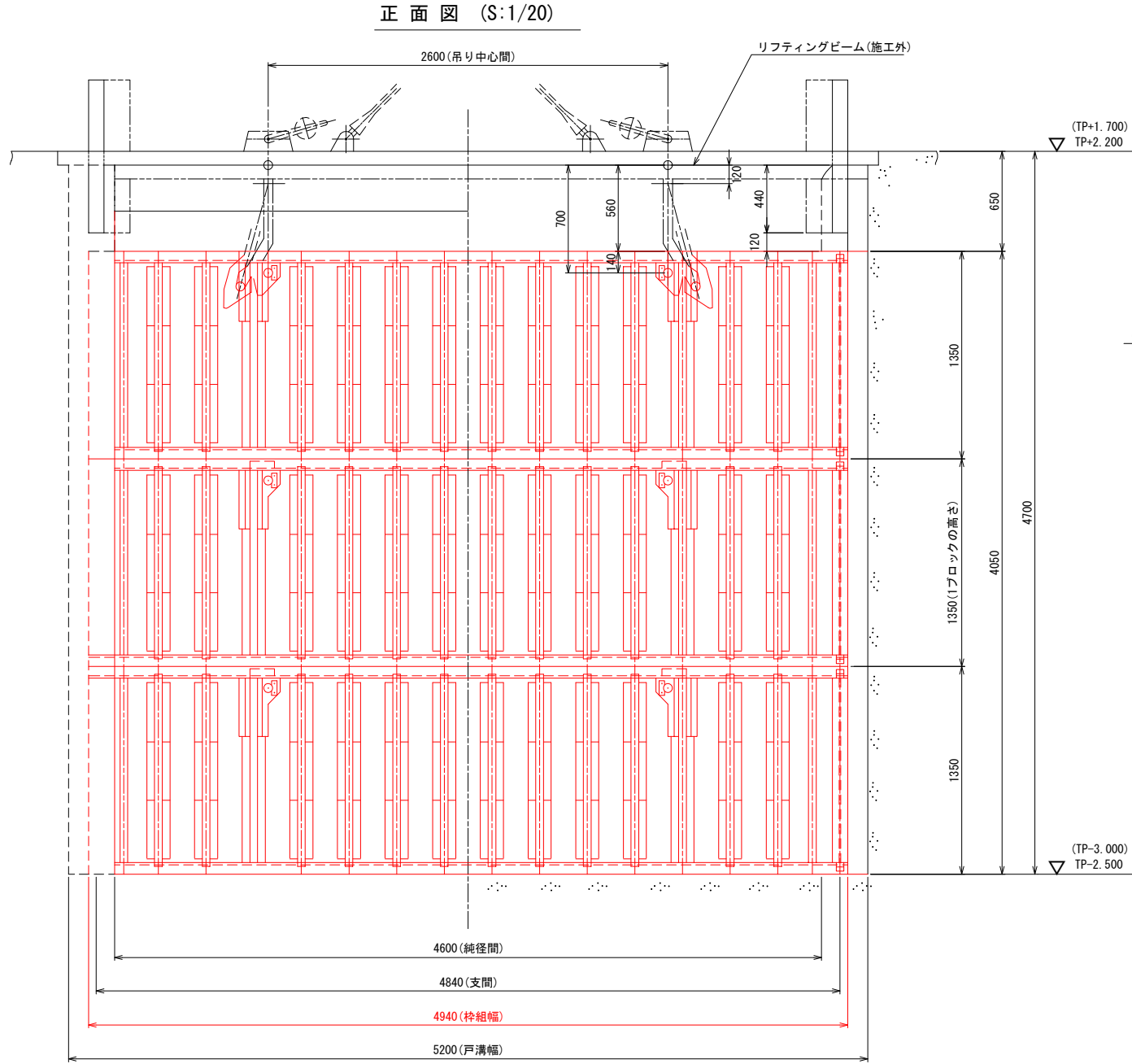


1箇所（3段）

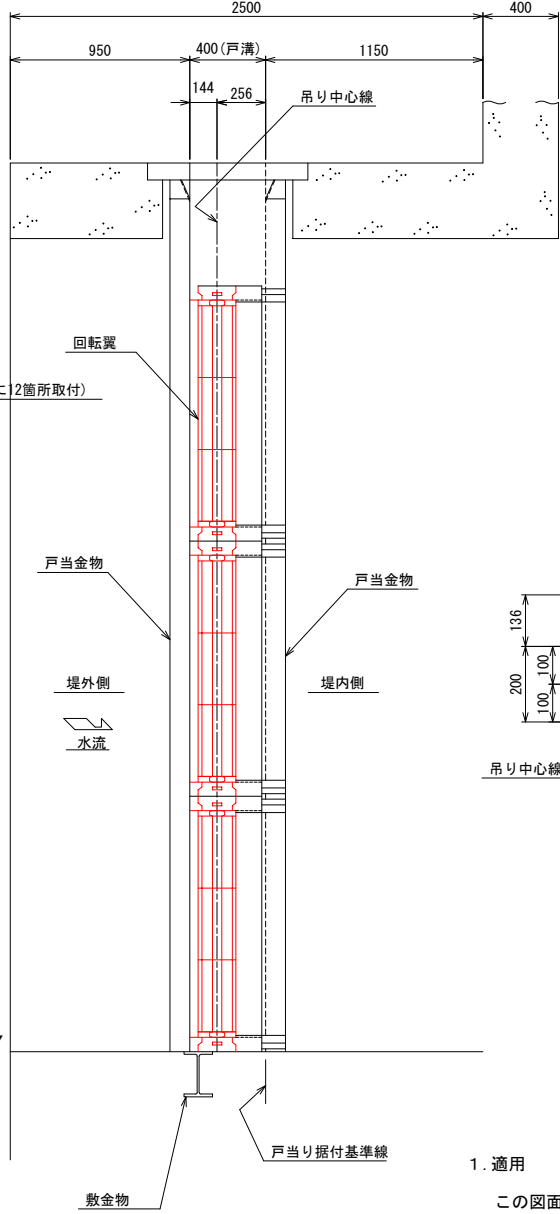
設計条件

水位条件等	
最高水位	TP-4.800m
最低水位	TP-1.500m
最大流量	4.08m ³ /s
設計水位差	0.1m
数部標高	TP-2.500m(-3.000m)
回転スクリーン本体	
数量	4基(4水路分 - 点検時の代替品分を含む)
型式	水流回転式スクリーン
水路純径間	4.600m
枠組高	4.050m(1.350m×3ブロック)
回転翼取付ピッチ	0.310m
たわみ度	1/600 以内
格納架台	
数量	2 基
型式	3ブロック個別固定式
調整板	
数量	3組分(3ブロック×3基相当分)
材質	
本体枠組	SUS304
回転翼・調整板	塩化ビニル (PVC)
本体枠組許容応力度	ダム・堰施設技術基準(案)による

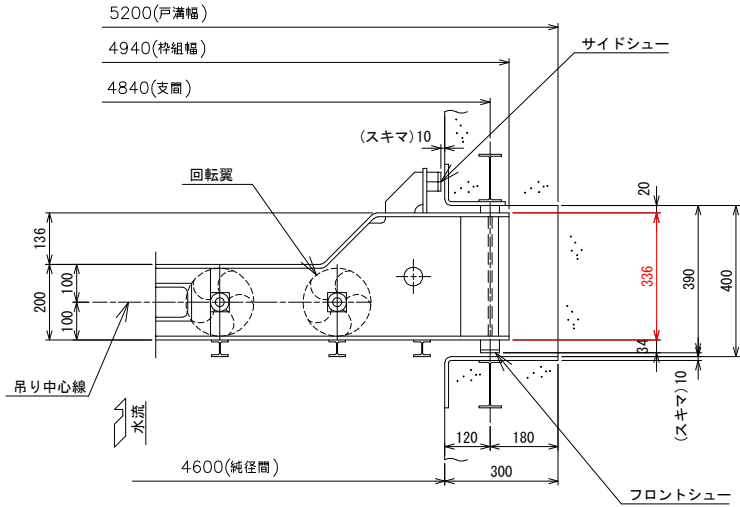
側面図 (S:1/20)



正面図 (S:1/20)



戸溝との関係詳細図 (S:1/10)



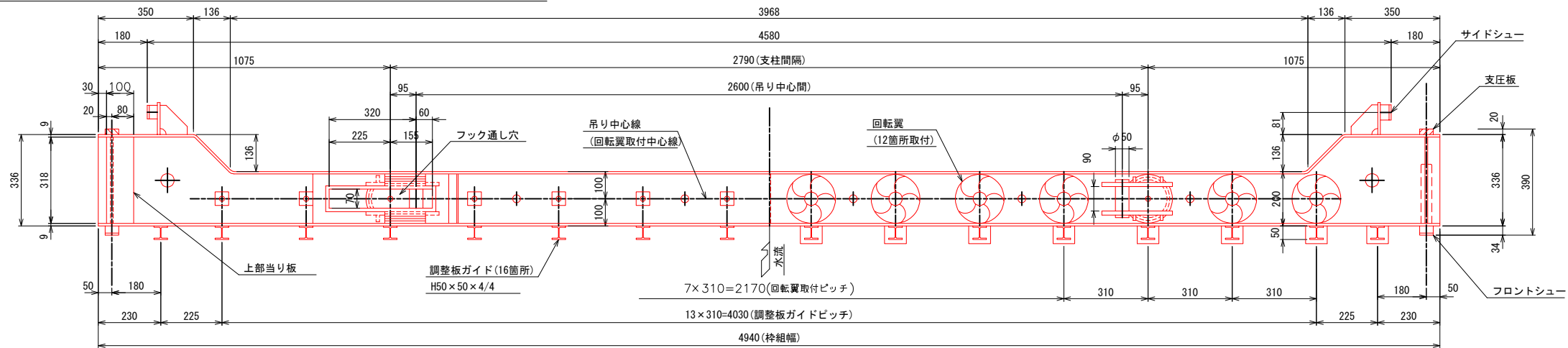
<注意事項>

- 適用
この図面は、本工事の「(参考図) 回転スクリーン全体図 (取付暗渠部)」に適用する。
- 単位
構造寸法は、特に示さない限りmm単位で示す。

工事名	
名称 (参考図) 回転スクリーン全体図 (取付暗渠部)	
登録番号	整理番号
独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所	

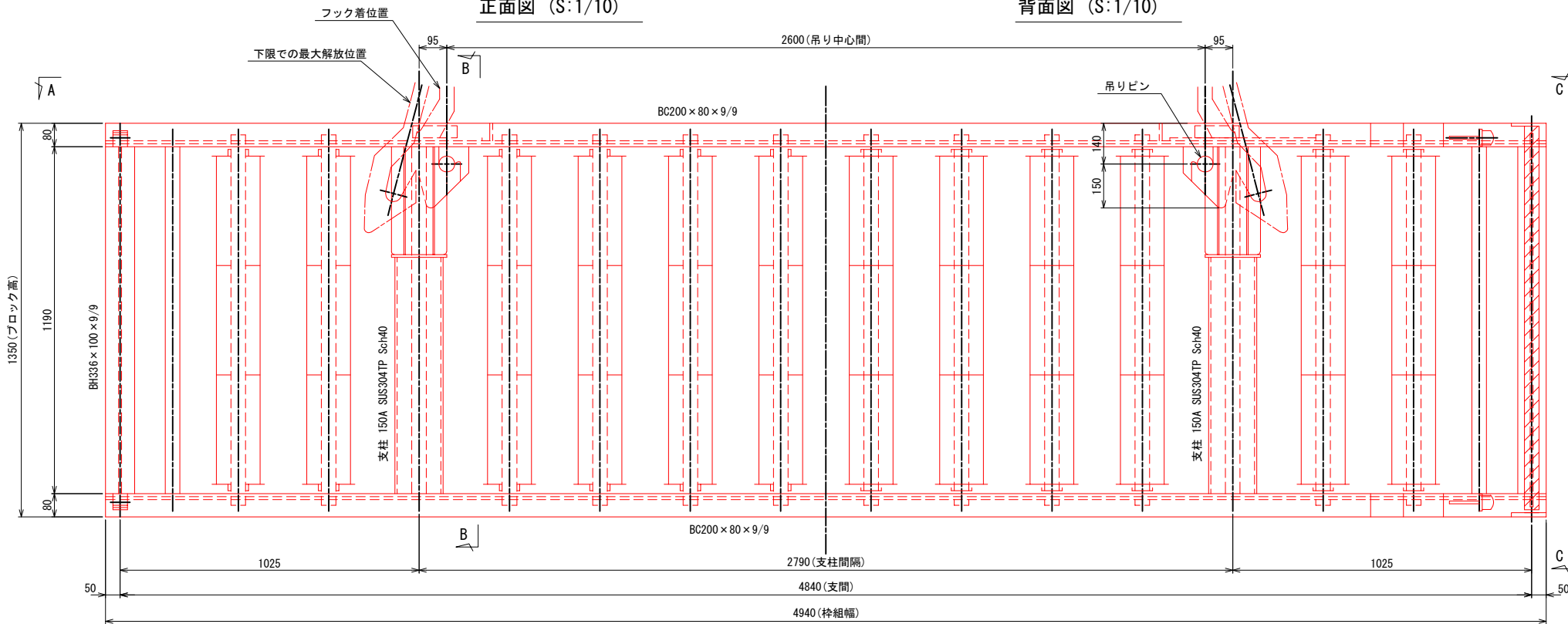
(参考図) 回転スクリーンブロック図 (取付暗渠部)

平面図 (A-A) (S:1/10)



正面図 (S:1/10)

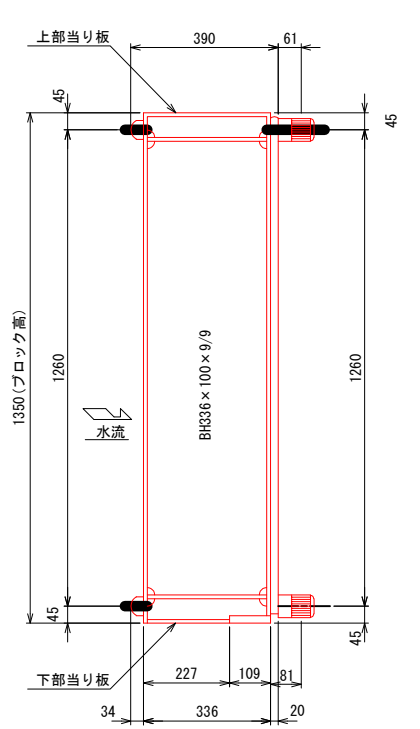
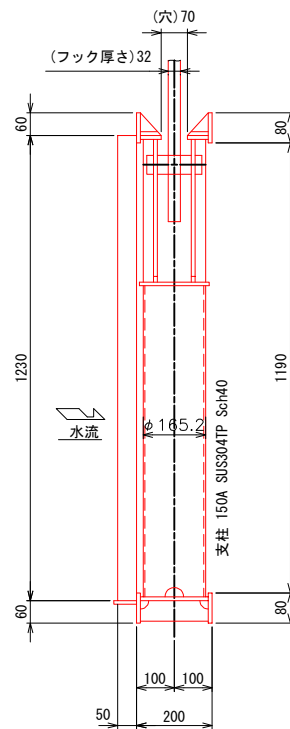
背面図 (S:1/10)



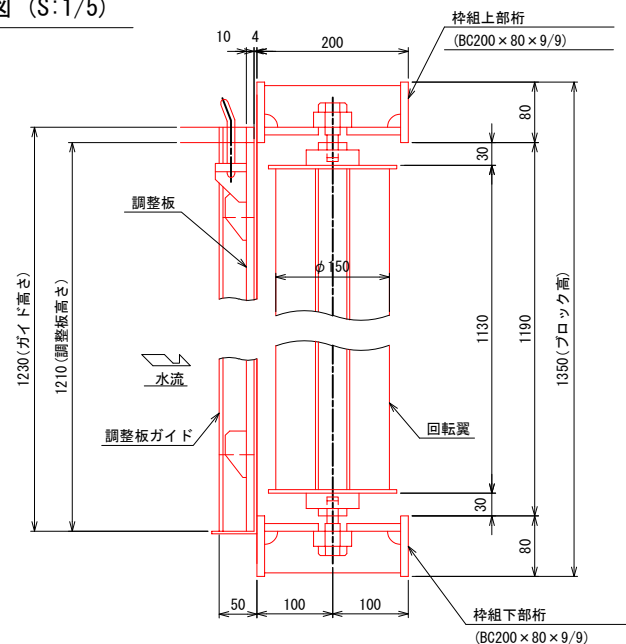
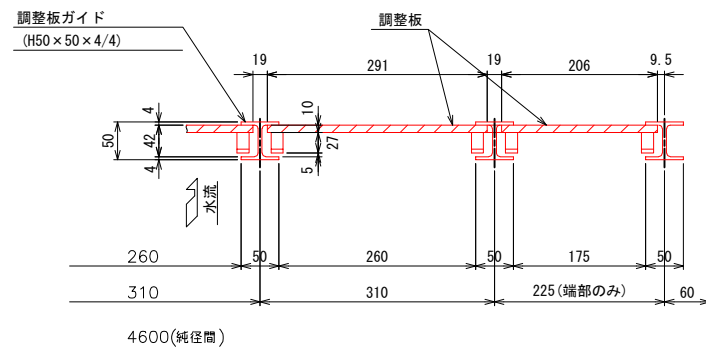
標準断面正面図 (S:1/5)

B-B (S:1/10)

C-C (S:1/10)



調整板取付部詳細 (S:1/5)



記

- 1) 本図は1ブロックを示す
1ブロックの高さ1.35m×3ブロックにて、1基分の高さを4.05mとする。
- 2) 数量は4基×3ブロック、総数12ブロックとする。

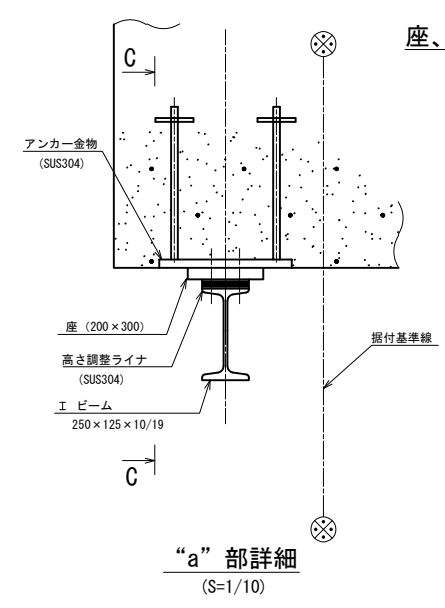
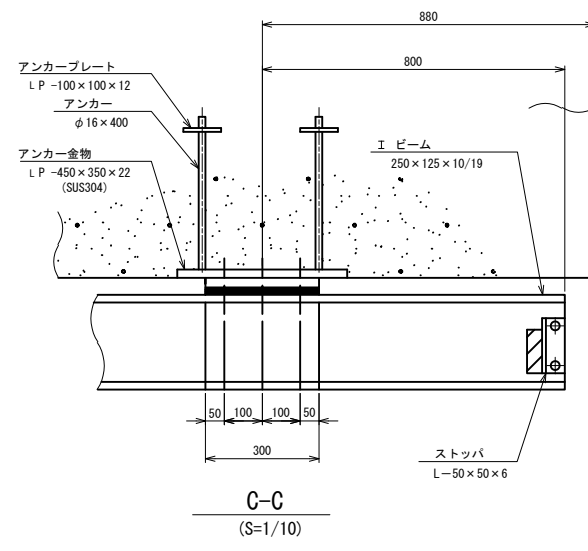
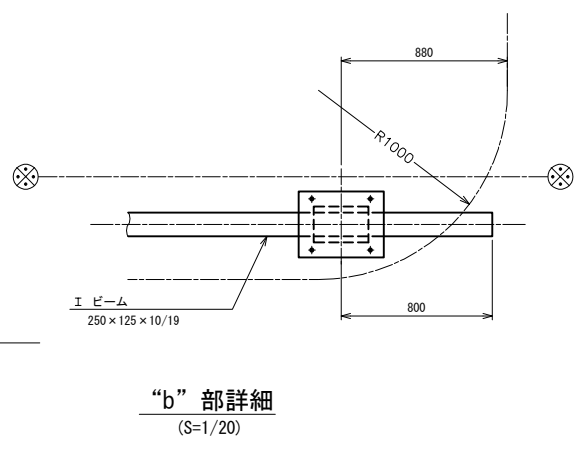
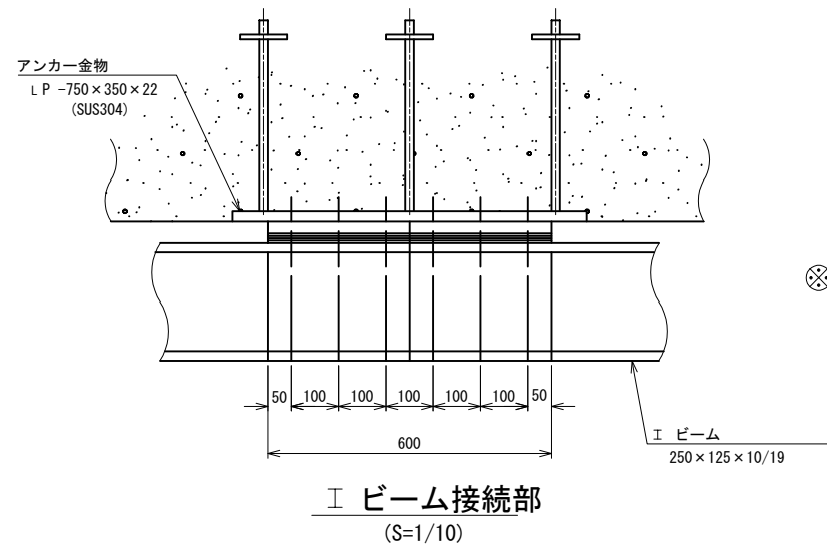
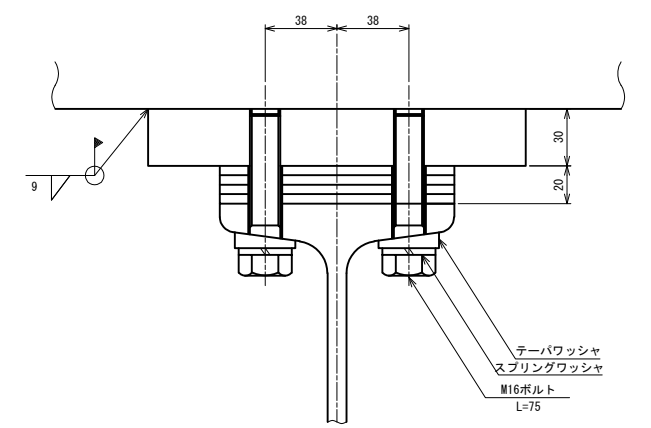
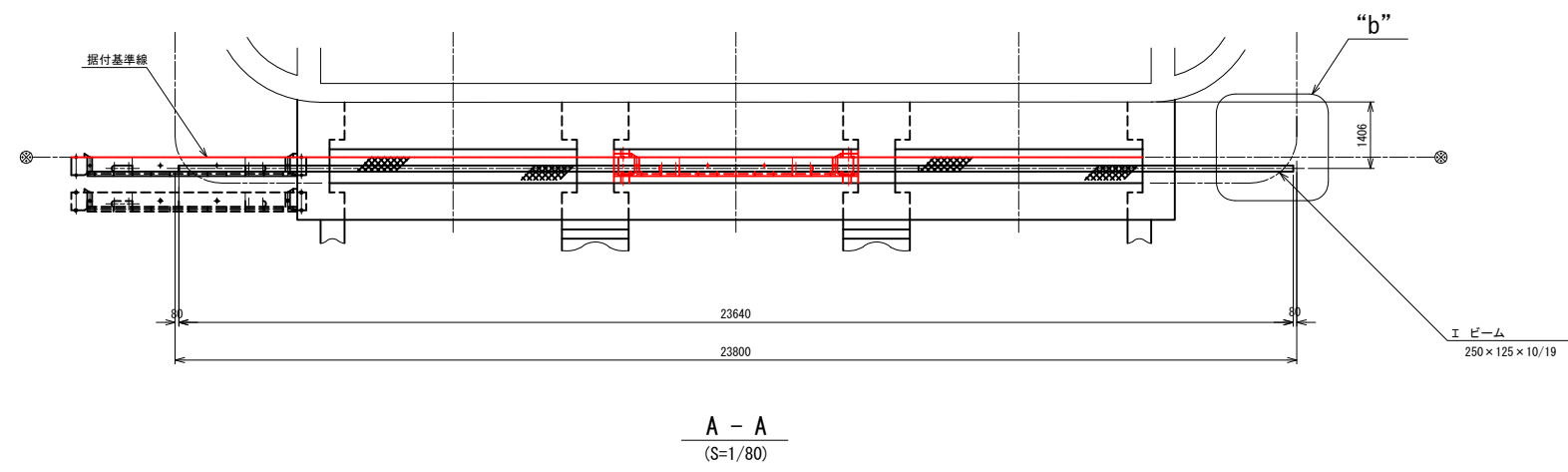
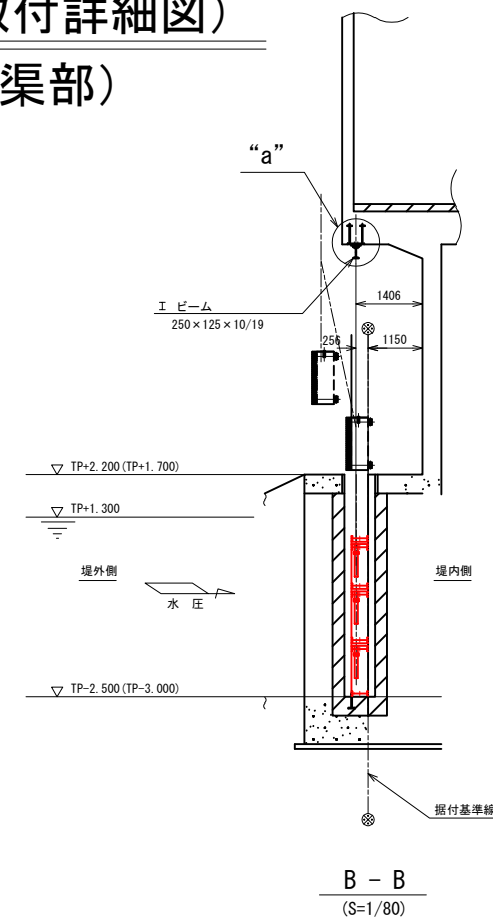
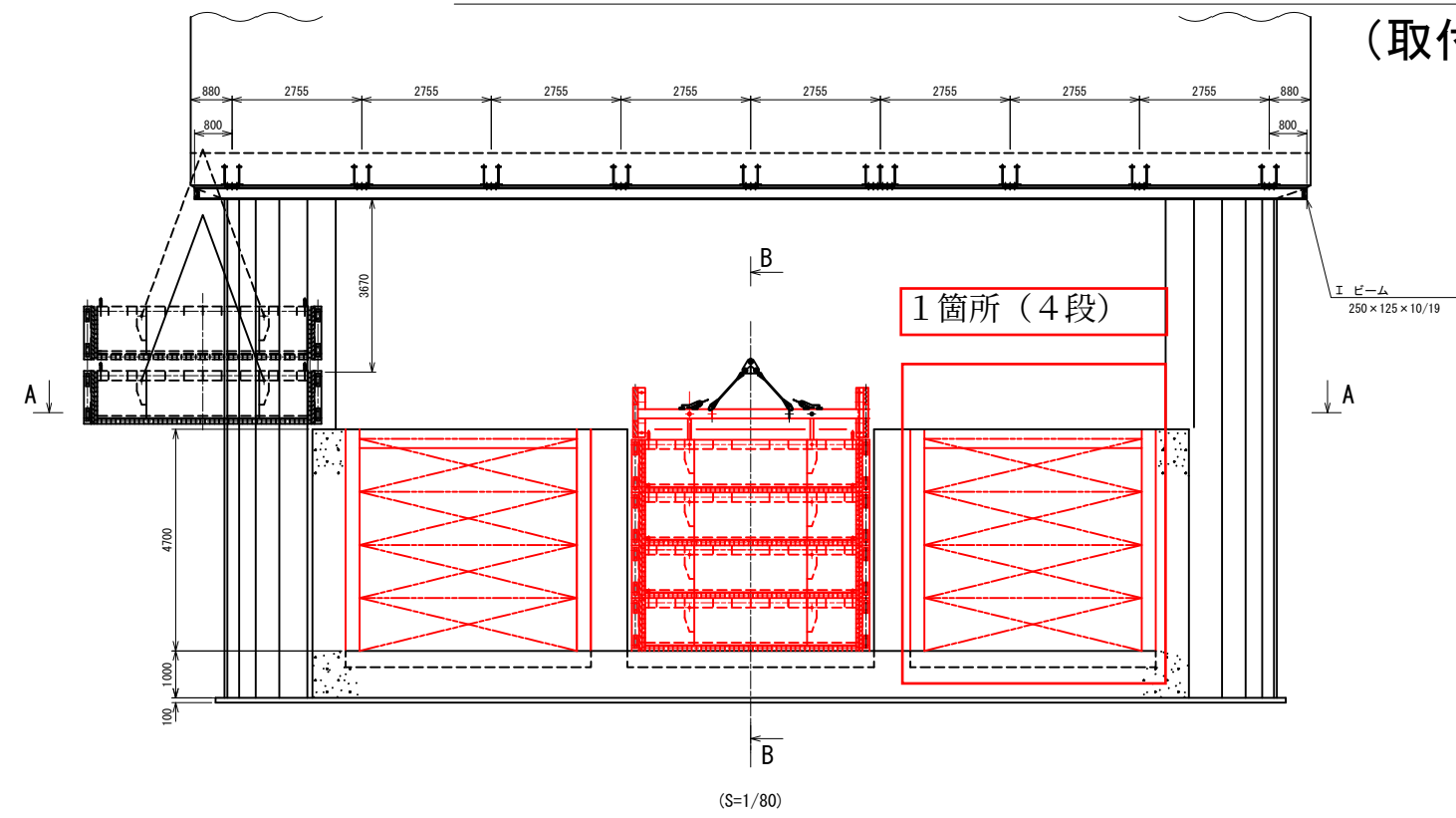
<注意事項>

1. 適用
この図面は、本工事の「(参考図) 回転スクリーンブロック図 (取付暗渠部)」に適用する。
2. 単位
構造寸法は、特に示さない限りmm単位で示す。

工 事 名	
名 称 (参考図) 回転スクリーンブロック図 (取付暗渠部)	
登録番号	整理番号
独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所	

(参考図) 角落し (角落しゲート設置用レール取付詳細図)

(取付暗渠部)



座、I ビーム取合部 (S=1/2)

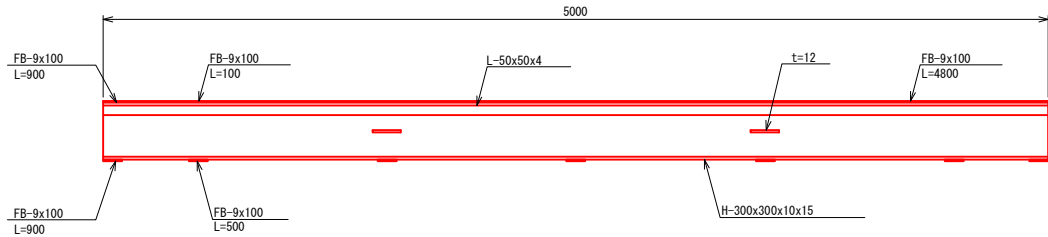
- <注意事項>
- 適用
この図面は、本工事の「(参考図) 角落し (角落しゲート設置用レール取付詳細図) (取付暗渠部)」に適用する。
 - 単位
構造寸法は、特に示さない限りmm単位で示す。
 - 標高
図中 () 内標高は0.5m沈下後を示す。

工事名	
名称	(参考図) 角落し (角落しゲート設置用レール取付詳細図) (取付暗渠部)
登録番号	整理番号
独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所	

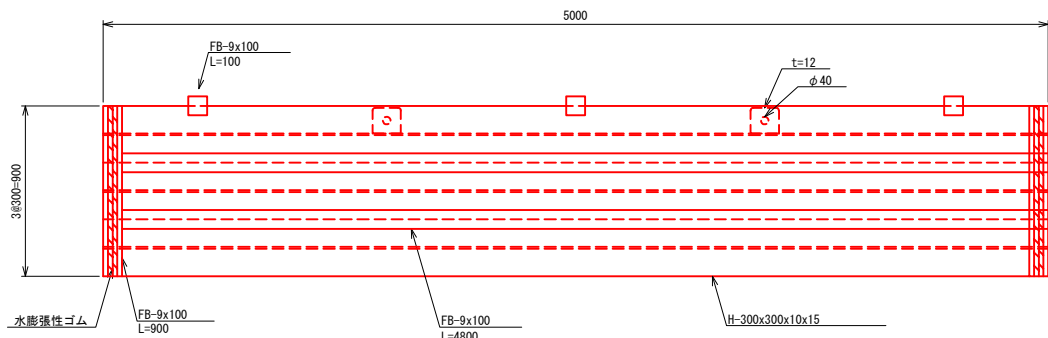
(参考図) 角落し (仮止水角落し加工図)

(取付暗渠部)

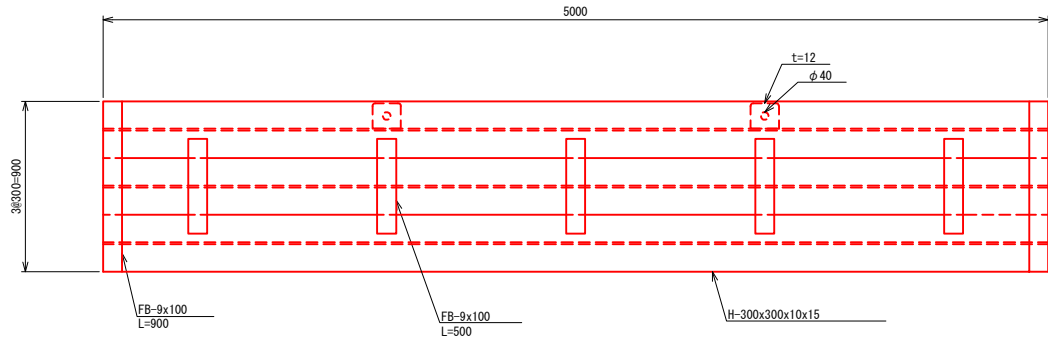
平面図



側面図 (表)

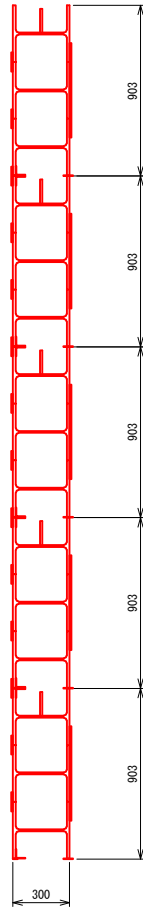


側面図 (裏)



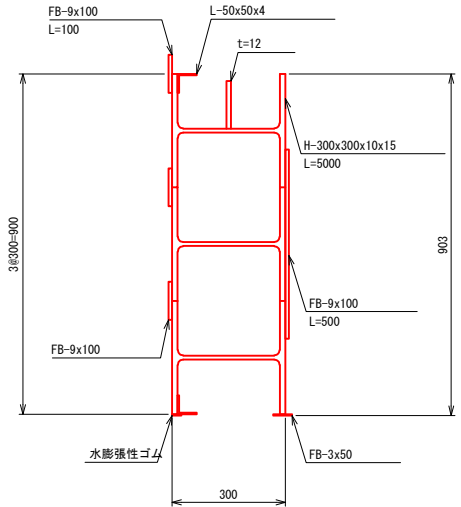
断面図

1:20



詳細図

1:10



<注意事項>

1. 適用
- この図面は、本工事の「(参考図) 角落し (仮止水角落し加工図) (取付暗渠部)」に適用する。
2. 単位
- 構造寸法は、特に示さない限りmm単位で示す。

工事名	
名称 (参考図) 角落し (仮止水角落し加工図) (取付暗渠部)	
登録番号	整理番号
独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所	